

業務規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託受益証券(次号に規定する株価指数連動型投資信託受益証券及び<u>特定指標連動型投資信託受益証券</u>を除く。)及び投資証券</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) 株価指数連動型投資信託受益証券(特定の株価指数に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託受益証券をいう。以下同じ。) <u>及び特定指標連動型投資信託受益証券(特定の指標に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託受益証券をいう。以下同じ。)</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託受益証券(次号に規定する株価指数連動型投資信託受益証券を除く。)及び投資証券</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) 株価指数連動型投資信託受益証券(特定の株価指数に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託受益証券をいう。以下同じ。)</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(投資信託受益証券等の円滑な流通の確保)</p> <p>第66条 投資信託受益証券、投資証券、外国株券、外国投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券(以下この条において「投資信託受益証券等」という。)について、幹事証券会社等(幹事である証券会社又は外国証券会社(投資証券にあつては、募集の取扱いを行った証券会社又は外国証券会社のうち、当該投資証券の発行者である投資法人が指定する者を含む。))を、株価指数連動型上場投資信託の受益証券にあつては、<u>指定証券会社(新規上場申請者である投資信託委託業者が、投資信託約款において株価指数連動受益証券の募集の取扱いを行なう証券会社又は外国証券会社として指定した証券会社又は外国証券会社をいう。以下同じ。)</u>又は指定参加者(株価指数連動型上場投資信託の受益証券の募集への応募及び交換の請求(その取扱いを含む。))を行うことについて新規上場申請者である投資信託</p>	<p>(投資信託受益証券等の円滑な流通の確保)</p> <p>第66条 投資信託受益証券、投資証券、外国株券、外国投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券(以下この条において「投資信託受益証券等」という。)について、幹事証券会社等(幹事である証券会社又は外国証券会社(投資証券にあつては、募集の取扱いを行った証券会社又は外国証券会社のうち、当該投資証券の発行者である投資法人が指定する者を含む。))を<u>いい</u>、株価指数連動型上場投資信託の受益証券にあつては、指定参加者(株価指数連動型上場投資信託の受益証券の募集への応募及び交換の請求(その取扱いを含む。))を行うことについて新規上場申請者である投資信託委託業者又は信託会社等と契約を締結した者をいう。)をいう。)である取引参加者は、本所の市場における当該投資信託受益証券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。</p>

委託業者又は信託会社等と契約を締結した者をいう。)を、特定指標連動型上場投資信託の受益証券にあつては、指定証券会社をいう。)である取引参加者は、本所の市場における当該投資信託受益証券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

Ｊ - Ｎ Ｅ Ｔ市場に関する有価証券上場規程，業務規程，信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例
の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の開設する取引所有価証券市場(以下「本所の市場」という。)のうち売買立会によらずに有価証券の売買を行う市場(以下「Ｊ - Ｎ Ｅ Ｔ市場」という。)における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等について、有価証券上場規程(ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例(以下「ヘラクレス特例」という。)、優先株に関する有価証券上場規程の特例及び転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例を含む。以下同じ。)、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則並びに株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「<u>株価指数連動受益証券特例</u>」という。)、<u>特定指標連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特定指標連動受益証券特例</u>」という。)、ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例(以下「ベンチャーファンド特例」という。)及び不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「不動産投信特例」という。)の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の特例、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、<u>株価指数連動受益証券特例</u>、<u>特定指標連動受益証券特例</u>、ベンチャーファンド特例及び不動産投信特例の定めるところによる。</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者がＪ - Ｎ Ｅ Ｔ市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項(外国株券に関する規定を除く。)、ヘラクレス特例第3条各項(外国株券に関する規定を除く。)、優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項各号、<u>転換社債型新株予約権付社債券に関する</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の開設する取引所有価証券市場(以下「本所の市場」という。)のうち売買立会によらずに有価証券の売買を行う市場(以下「Ｊ - Ｎ Ｅ Ｔ市場」という。)における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等について、有価証券上場規程(ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例(以下「ヘラクレス特例」という。)、優先株に関する有価証券上場規程の特例及び転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例を含む。以下同じ。)、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則並びに株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「<u>受益証券特例</u>」という。)、ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例(以下「ベンチャーファンド特例」という。)及び不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「不動産投信特例」という。)の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の特例、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、<u>受益証券特例</u>、ベンチャーファンド特例及び不動産投信特例の定めるところによる。</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者がＪ - Ｎ Ｅ Ｔ市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項(外国株券に関する規定を除く。)、ヘラクレス特例第3条各項(外国株券に関する規定を除く。)、優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項各号、<u>転換社債型新株予約権付社債券に関する</u></p>

有価証券上場規程の特例第2条第1項各号 株価指数連動受益証券特例第2条各号 特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例第2条各号、ベンチャーファンド特例第3条第2項各号又は不動産投信特例第3条第2項各号の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。

- 2 本所の市場のうち売買立会により有価証券の売買等を行う市場（以下「競争売買市場」という。）への上場に関して、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、ヘラクレス特例第3条第1項、優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号、ヘラクレス特例第3条第1項、株価指数連動受益証券特例第2条第2項第1号 特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例第2条第2項第1号、ベンチャーファンド特例第3条第2項第1号又は不動産投信特例第3条第2項第1号a、第2号及び第3号aに規定する有価証券上場申請書を本所に提出する場合は、原則としてJ-NET市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、競争売買市場に限りその上場を申請する旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。

（上場賦課金等の取扱い）

第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条、ヘラクレス特例第5条及び第21条、株価指数連動受益証券特例第3条及び第12条 特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例第3条及び第12条、ベンチャーファンド特例第15条又は不動産投信特例第14条の規定は、競争売買市場に上場していない有価証券のJ-NET市場への上場について準用する。

2 （略）

（上場審査基準）

第6条 J-NET市場への上場審査については、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

有価証券上場規程の特例第2条第1項各号 受益証券特例第2条各号、ベンチャーファンド特例第3条第2項各号又は不動産投信特例第3条第2項各号の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。

- 2 本所の市場のうち売買立会により有価証券の売買等を行う市場（以下「競争売買市場」という。）への上場に関して、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、ヘラクレス特例第3条第1項、優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号、ヘラクレス特例第3条第1項、受益証券特例第2条第2項第1号、ベンチャーファンド特例第3条第2項第1号又は不動産投信特例第3条第2項第1号a、第2号及び第3号aに規定する有価証券上場申請書を本所に提出する場合は、原則としてJ-NET市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、競争売買市場に限りその上場を申請する旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。

（上場賦課金等の取扱い）

第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条、ヘラクレス特例第5条及び第21条、受益証券特例第3条及び第12条、ベンチャーファンド特例第15条又は不動産投信特例第14条の規定は、競争売買市場に上場していない有価証券のJ-NET市場への上場について準用する。

2 （略）

（上場審査基準）

第6条 J-NET市場への上場審査については、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券
株券上場審査基準第2条並びに第4条第1項
(適用を受けるものに限る。),ヘラクレス特
例第7条から第9条(適用を受けるものに限
る。),優先株に関する有価証券上場規程の特
例第3条,転換社債型新株予約権付社債券に關
する有価証券上場規程の特例第3条,ヘラク
レス特例第7条から第9条(適用を受けるもの
に限る。),社会資本整備市場上場審査基準第2
条及び第3条第1項,株価指数連動受益証券特
例第4条,特定指標連動受益証券特例第2条の
規定において準用する株価指数連動受益証券特
例第4条,ベンチャーファンド特例第5条及び
第6条又は不動産投信特例第4条の規定に適合
していること。この場合において,当該新規上
場申請者が競争売買市場への上場を申請してい
ない場合には,前段に掲げる規定の他,J-N
E T市場への上場を申請する日において,株式
会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」
という。)が定める株券,優先株,転換社債型
新株予約権付社債券,投資信託受益証券又は不
動産投資信託証券に関する上場廃止の規定に該
当していないこと。

(2) 競争売買市場の上場有価証券

J-N E T市場への上場を申請する日におい
て,適用を受ける株券上場廃止基準第2条,ヘ
ラクレス特例第17条,優先株に関する有価証券
上場規程の特例第5条,転換社債型新株予約権
付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4
条,社会資本整備市場上場廃止基準第2条,株
価指数連動受益証券特例第10条,特定指標連動
受益証券特例第2条の規定において準用する株
価指数連動受益証券特例第10条,ベンチャーフ
ァンド特例第13条又は不動産投信特例第12条の
いずれかの規定に該当していないこと。

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)
第7条 J-N E T市場の上場有価証券の発行者は,
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等
に関する規則,ヘラクレス特例第14条,株価指数連動

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券
株券上場審査基準第2条並びに第4条第1項
(適用を受けるものに限る。),ヘラクレス特
例第7条から第9条(適用を受けるものに限
る。),優先株に関する有価証券上場規程の特
例第3条,転換社債型新株予約権付社債券に關
する有価証券上場規程の特例第3条,ヘラク
レス特例第7条から第9条(適用を受けるもの
に限る。),社会資本整備市場上場審査基準第2
条及び第3条第1項,受益証券特例第4条,ベ
ンチャーファンド特例第5条及び第6条又は不
動産投信特例第4条の規定に適合していること。
この場合において,当該新規上場申請者が
競争売買市場への上場を申請していない場合に
は,前段に掲げる規定の他,J-N E T市場へ
の上場を申請する日において,株式会社東京証
券取引所(以下「東京証券取引所」という。)
が定める株券,優先株,転換社債型新株予約権
付社債券,投資信託受益証券又は不動産投資信
託証券に関する上場廃止の規定に該当していな
いこと。

(2) 競争売買市場の上場有価証券

J-N E T市場への上場を申請する日におい
て,適用を受ける株券上場廃止基準第2条,ヘ
ラクレス特例第17条,優先株に関する有価証券
上場規程の特例第5条,転換社債型新株予約権
付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4
条,社会資本整備市場上場廃止基準第2条,受
益証券特例第10条,ベンチャーファンド特例第
13条又は不動産投信特例第12条のいずれかの規
定に該当していないこと。

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)
第7条 J-N E T市場の上場有価証券の発行者は,
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等
に関する規則,ヘラクレス特例第14条,受益証券特例

受益証券特例第6条 特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例第6条、ベンチャーファンド特例第10条又は不動産投信特例第9条に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報の適時開示等を行うものとする。

(上場廃止基準)

第8条 株券上場廃止基準、ヘラクレス特例第17条、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条、社会資本整備市場上場廃止基準、株価指数連動受益証券特例第10条、特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例第10条、ベンチャーファンド特例第13条又は不動産投信特例第12条の規定は、J - N E T市場における上場廃止について準用する。

2 (略)

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条から第4条まで、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条の規定、ヘラクレス特例第2条から第4条まで、第11条から第13条まで及び第22条の規定並びに株価指数連動受益証券特例第2条、第4条の2及び第8条の規定、特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例第2条、第4条の2及び第8条の規定、ベンチャーファンド特例第3条の2、第6条の2から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定並びに不動産投信特例第3条の2、第5条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条の規定は、本所のJ - N E T市場における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。

(取引参加者等への通知及び公表)

第22条 証券取引法(昭和23年法律第25号) 第116条

第6条、ベンチャーファンド特例第10条又は不動産投信特例第9条に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報の適時開示等を行うものとする。

(上場廃止基準)

第8条 株券上場廃止基準、ヘラクレス特例第17条、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条、社会資本整備市場上場廃止基準、受益証券特例第10条、ベンチャーファンド特例第13条又は不動産投信特例第12条の規定は、J - N E T市場における上場廃止について準用する。

2 (略)

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条から第4条まで、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条の規定、ヘラクレス特例第2条から第4条まで、第11条から第13条まで及び第22条の規定並びに受益証券特例第2条、第4条の2及び第8条の規定、ベンチャーファンド特例第3条の2、第6条の2から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定並びに不動産投信特例第3条の2、第5条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条の規定は、本所のJ - N E T市場における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。

(取引参加者等への通知及び公表)

第22条 証券取引法(昭和23年法律第25号) 第122条

の規定による本所のJ - N E T市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、売買システム等を通じて行うものとする。ただし、第13条第1項の規定に基づき成立した単一銘柄取引(売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。)の約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。

付 則

この特例は、平成19年3月15日から施行する。

の規定による本所のJ - N E T市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、売買システム等を通じて行うものとする。ただし、第13条第1項の規定に基づき成立した単一銘柄取引(売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。)の約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。

株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)</u>第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券であって、<u>特定の株価指数に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係るもの</u>(以下「<u>株価指数連動受益証券</u>」という。)の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)</u>の受益証券(以下「<u>受益証券</u>」という。)の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この特例において、「<u>金銭の信託型の株価指数連動受益証券</u>」とは、<u>株価指数連動受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。以下「投資信託法施行令」という。)</u>第8条第1号に規定する証券投資信託の受益証券をいう。</p> <p>2 この特例において、「<u>現物拋出型の株価指数連動受益証券</u>」とは、<u>株価指数連動受益証券のうち投資信託法施行令第8条第2号に規定する証券投資信託の受益証券</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この特例において、「<u>金銭の信託型の受益証券</u>」とは、<u>受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。以下「投資信託法施行令」という。)</u>第8条第1号に規定する証券投資信託の受益証券をいう。</p> <p>2 この特例において、「<u>現物拋出型の受益証券</u>」とは、<u>受益証券のうち投資信託法施行令第8条第2号に規定する証券投資信託の受益証券</u>をいう。</p>
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>株価指数連動受益証券</u>の上場は、<u>当該株価指数連動受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。)</u>第17条第1項の規定により投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)及びその受託者である信託会社等(投資信託法第4条に規定する信託会社等をいう。以下同じ。)からの申請により行うものとする。</p> <p>2 <u>株価指数連動受益証券</u>の上場を申請しようとする者(以下「<u>新規上場申請者</u>」という。)は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>受益証券</u>の上場は、<u>当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。)</u>第17条第1項の規定により投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)及びその受託者である信託会社等(投資信託法第4条に規定する信託会社等をいう。以下同じ。)からの申請により行うものとする。</p> <p>2 <u>受益証券</u>の上場を申請しようとする者(以下「<u>新規上場申請者</u>」という。)は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p>

- (1) (略)
- (2) 株価指数連動受益証券の見本。ただし、第4条第1項第7号後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同号後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

(3)~(5) (略)

(6) 上場申請銘柄が第4条第1項第5号aの規定の適用を受けようとする場合には、本所所定の受益者数状況表

(7) 上場申請銘柄が第4条第1項第5号bの規定の適用を受けようとする場合には、上場後の受益者(売買単位以上の口数の受益権を所有する者をいう。以下同じ。)数の見込みを記載した書面

(削る)

3~5 (略)

(上場申請に係る宣誓書等)

第2条の2 株価指数連動受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の株価指数連動上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合(特定指標連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特定指標連動受益証券特例」という。))第2条の定めるところにより、当該新規上場申請者が既に本所の特定指標連動型上場投資信託受益証券(以下「特定指標連動上場受益証券」という。))について当該宣誓書を提出している場合を含む。))には、提出を要しない。

2 新規上場申請者である投資信託委託業者は、当該申請を行う時に、本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。ただし、当該投資信託委託業者が既に本所の株価指数連動上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合(特定指標連動受益証券特例第2条の定めるところにより、当該投資信託委託業者が既

(1) (略)

(2) 受益証券の見本。ただし、第4条第1項第7号後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同号後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

(3)~(5) (略)

(新設)

(6) 上場申請銘柄が現物拋出型の受益証券であつて、かつ、第4条第2項第2号bの規定の適用を受けようとする場合には、上場後の受益者(売買単位以上の口数の受益権を所有する者をいう。以下同じ。)数の見込みを記載した書面

(7) 本所所定の受益者数状況表(第4条第2項第2号bの規定の適用を受けようとする場合は提出を要しない。)

3~5 (略)

(上場申請に係る宣誓書等)

第2条の2 受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 新規上場申請者である投資信託委託業者は、当該申請を行う時に、本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。ただし、当該投資信託委託業者が既に本所の上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

に本所の特定指標連動上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合を含む。)には、提出を要しない。

(上場審査基準)

第4条 金銭の信託型の株価指数連動受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 投資信託約款において、以下に掲げる事項又はこれと同等の内容が記載されていること。
 - a 特定の株価指数(以下「対象株価指数」という。)に連動する投資成果を目的とすること。
 - b ~ d (略)
- (3) 新規上場申請者である投資信託委託業者が、上場申請銘柄の信託財産について、次のいずれかの有価証券を組み入れる旨の確約を行っていること。

a 対象株価指数における時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄(特定の株価指数が単純平均型のものである場合は、原則として、指数構成全銘柄)の株式又は当該各銘柄の株式の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(本所が適当と認める有価証券に限る。以下同じ。)

b 対象株価指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券

- (4) (略)
- (5) 次のa又はbに適合すること。
 - a 受益者数が、上場の時までに、1,000人以上になる見込みのあること。
 - b 受益者数が、上場後1年以内に、1,000人以上になる見込みのあること。

(上場審査基準)

第4条 金銭の信託型の受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 投資信託約款において、以下に掲げる事項又はこれと同等の内容が記載されていること。
 - a 特定の株価指数(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第2条第4号に規定する特定の株価指数をいう。以下「対象株価指数」という。)に連動する投資成果を目的とすること。
 - b ~ d (略)
- (3) 新規上場申請者である投資信託委託業者が、上場申請銘柄の信託財産について、対象株価指数における指数構成銘柄の時価総額構成比率の95%以上を占めることとなる銘柄(対象株価指数が修正株価平均方式の株価指数である場合には、原則として当該対象株価指数を構成するすべての銘柄)の株式を組み入れる旨の確約を行っていること。

(新設)

(新設)

- (4) (略)
- (5) 受益者数が、上場の時までに、1,000人以上になる見込みのあること。

(6) (略)

(7) 株価指数連動受益証券が、本所の定めるところに従って作成されているものであること又は本所の定める様式に適合する株価指数連動受益証券を作成する旨の確約を行っているものであること。

(8)~(10) (略)

2 現物拋出型の株価指数連動受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項各号に適合すること。

(2) (略)

(削る)

(上場契約)

第4条の2 本所が株価指数連動受益証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定の受益証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の株価指数連動上場受益証券について受益証券上場契約書を提出している場合(特定指標連動受益証券特例第2条の定めるところにより、当該新規上場申請者が既に本所の特定指標連動上場受益証券について受益証券上場契約書を提出している場合を含む。)にはこの限りでない。

(投資信託委託業者が行う適時開示等)

第6条 株価指数連動上場受益証券並びに株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者及び受託者である信託会社等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる株価指数連動受益証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 金銭の信託型の株価指数連動受益証券

株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、次のいずれかに該当する場

(6) (略)

(7) 受益証券が、本所の定めるところに従って作成されているものであること又は本所の定める様式に適合する受益証券を作成する旨の確約を行っているものであること。

(8)~(10) (略)

2 現物拋出型の受益証券の上場審査については、前項各号(第5号を除く。)及び次の各号に掲げる基準によるものとする。

(新設)

(1) (略)

(2) 次のa又はbに適合すること。

a 受益者数が、上場の時までに、1,000人以上となる見込みのあること。

b 受益者数が、上場後1年以内に、1,000人以上となる見込みのあること。

(上場契約)

第4条の2 本所が受益証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定の受益証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場受益証券について受益証券上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

(投資信託委託業者が行う適時開示等)

第6条 上場受益証券並びに上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者及び受託者である信託会社等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる受益証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 金銭の信託型の受益証券

上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに

合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 金銭の信託型の株価指数連動受益証券の発行者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)・(b)（略）

(c) 国内の証券取引所に対する株価指数連動受益証券の上場廃止に係る申請

(d)～(k)

(l) 追加信託若しくは交換又は投資信託約款に基づく株価指数連動受益証券の買取りについて、投資信託委託業者がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(m)・(n)（略）

(o) (a)から前(n)までに掲げる事項のほか、株価指数連動上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 金銭の信託型の株価指数連動受益証券の発行者である投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

(a)～(f)（略）

(g) (a)から前(f)までに掲げる事実のほか、株価指数連動上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 金銭の信託型の株価指数連動受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の証券取引所に対する株価指数連動受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、株価指数連動上場受益証券又は当該信託会社等の運営、

その内容を開示しなければならない。

a 金銭の信託型の受益証券の発行者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)・(b)（略）

(c) 国内の証券取引所に対する受益証券の上場廃止に係る申請

(d)～(k)

(l) 追加信託若しくは交換又は投資信託約款に基づく受益証券の買取りについて、投資信託委託業者がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(m)・(n)（略）

(o) (a)から前(n)までに掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 金銭の信託型の受益証券の発行者である投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

(a)～(f)（略）

(g) (a)から前(f)までに掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 金銭の信託型の受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の証券取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは

業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 金銭の信託型の株価指数連動受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) (略)

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、株価指数連動上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 現物拋出型の株価指数連動受益証券

株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 現物拋出型の株価指数連動受益証券の発行者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)・(b) (略)

b 現物拋出型の株価指数連動受益証券の発行者である投資信託委託業者に次に掲げる事実が発生した場合

(a) (略)

(b) 指定参加者の異動（現物拋出型の株価指数連動受益証券の発行者である投資信託委託業者の業務執行を決定する機関が、当該指定参加者の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前aの(b)の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

c 現物拋出型の株価指数連動受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、前号cに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 金銭の信託型の受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) (略)

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 現物拋出型の受益証券

上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 現物拋出型の受益証券の発行者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)・(b) (略)

b 現物拋出型の受益証券の発行者である投資信託委託業者に次に掲げる事実が発生した場合

(a) (略)

(b) 指定参加者の異動（現物拋出型の受益証券の発行者である投資信託委託業者の業務執行を決定する機関が、当該指定参加者の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前aの(b)の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

c 現物拋出型の受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、前号cに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- d 現物拋出型の株価指数連動受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、前号dに掲げる事実が発生した場合
- 2 株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、株価指数連動上場受益証券に係る計算期間又は中間計算期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示するとともに、本所に通知するものとする。
- 3 外国の株価指数に連動する投資成果を目的とした株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、信託財産に重大な影響を与える対象株価指数の特定の国若しくは地域における政治、経済、金融及び資本市場制度等の変更があった場合、直ちにその内容を開示するとともに、本所に通知するものとする。
- 4 現物拋出型の株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、信託財産に関する以下の各号に掲げる事項について、日々開示するものとする。
- (1) 株価指数連動受益証券の取得のために信託する株式及び株価指数連動受益証券との交換により取得することができる株式に関する情報。ただし、当該情報が適用される日が投資信託約款において株価指数連動受益証券の取得又は交換が行われない日とされている場合を除く。
- (2) (略)
- 5 株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、投資信託法第28条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条の規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。
- 6 株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 7 前各項のほか、株価指数連動上場受益証券に関

- d 現物拋出型の受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、前号dに掲げる事実が発生した場合
- 2 上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、上場受益証券に係る計算期間又は中間計算期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示するとともに、本所に通知するものとする。

(新設)

- 3 現物拋出型の上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、信託財産に関する以下の各号に掲げる事項について、日々開示するものとする。
- (1) 受益証券の取得のために信託する株式及び受益証券との交換により取得することができる株式に関する情報。ただし、当該情報が適用される日が投資信託約款において受益証券の取得又は交換が行われない日とされている場合を除く。
- (2) (略)
- 4 上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、投資信託法第28条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条の規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。
- 5 上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 前各項のほか、上場受益証券に関する情報の適

する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。

8 株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、投資者への適時、適切な株価指数連動上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

9 第1項から第5項まで及び第7項の規定は、株価指数連動上場受益証券に関する情報の適時開示について株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

第6条の2 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託委託業者等(第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合において、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

(1) 当該株価指数連動上場受益証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) (略)

2 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託委託業者等は、前項の規定により本所が公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第7条 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託

時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。

7 上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

8 第1項から第4項まで及び第6項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について上場受益証券の発行者である投資信託委託業者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

第6条の2 上場受益証券に係る投資信託委託業者等(第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合において、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

(1) 当該上場受益証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) (略)

2 上場受益証券に係る投資信託委託業者等は、前項の規定により本所が公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第7条 上場受益証券に係る投資信託の委託者であ

の委託者である投資信託委託業者は、次の各号に掲げる株価指数連動受益証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金銭の信託型の株価指数連動受益証券

a 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、株価指数連動上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

b 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、株価指数連動上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

(2) 現物拠出型の株価指数連動受益証券

a 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、株価指数連動上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

b 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、株価指数連動上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

2 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、売出しに係る売価格について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

る投資信託委託業者は、次の各号に掲げる受益証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金銭の信託型の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

(2) 現物拠出型の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) (略)

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

2 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、売出しに係る売価格について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、次の各号に掲げる株価指数連動受益証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金銭の信託型の株価指数連動受益証券

第6条第1項第1号b又はdに該当した場合

(2) 現物拋出型の株価指数連動受益証券

第6条第1項第2号b又はdに該当した場合

4 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) (略)

(2) 受益権1口当たり純資産額と対象株価指数との連動性に関する報告書

毎月7日まで

(3)~(6) (略)

(7) 金銭の信託型の株価指数連動受益証券については、毎日の受益権1口当たりの純資産額を記載した書面

毎日の算出後直ちに

5 株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託業者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、第4項第3号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 前各項のほか、株価指数連動上場受益証券に係る投資信託委託業者等は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

3 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、次の各号に掲げる受益証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金銭の信託型の受益証券

第6条第1項第1号b又はdに該当した場合

(2) 現物拋出型の受益証券

第6条第1項第2号b又はdに該当した場合

4 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) (略)

(2) 受益権1口当たり純資産額と対象株価指数との連動性に関する報告書

翌年1月末日まで

(3)~(6) (略)

(7) 金銭の信託型の受益証券については、毎日の受益権1口当たりの純資産額を記載した書面

毎日の算出後直ちに

5 上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託業者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、第4項第3号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 前各項のほか、上場受益証券に係る投資信託委託業者等は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

第8条 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託委託業者等は、投資信託約款の信託金の限度額を変更する場合には、当該変更後において増加することとなる受益権の口数について、本所が定めるところにより、投資信託約款の変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、追加信託又は交換が行われた場合には、その旨を本所に通知するものとする。

2 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、追加信託が行われた場合には、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株価指数連動受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、株価指数連動受益証券の上場を廃止する。ただし、当該投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が受益証券上場契約書及び第4条第1項第3号及び第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

(1)~(3) (略)

2 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が事業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合には、当該株価指数連動上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が株価指数連動受益証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

3 株価指数連動受益証券について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に該当する

第8条 上場受益証券に係る投資信託委託業者等は、投資信託約款の信託金の限度額を変更する場合には、当該変更後において増加することとなる受益権の口数について、本所が定めるところにより、投資信託約款の変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、追加信託又は交換が行われた場合には、その旨を本所に通知するものとする。

2 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者は、追加信託が行われた場合には、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。ただし、当該投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が受益証券上場契約書及び第4条第1項第3号及び第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

(1)~(3) (略)

2 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が事業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合には、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が受益証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

3 受益証券について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に該当する場合には、そ

場合には、その上場を廃止する。

(1) 金銭の信託型の株価指数連動受益証券が、次のaからlまでのいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

a ~ e (略)

f 受益者数が100人未満となった場合において、1か年以内に100人以上とならないとき（最近1年間の値付日数（売買立会において売買が成立した日数をいう。）が立会日数の30%以上である場合を除く。）。

g・h (略)

i 株価指数連動上場受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第2項第3号の規定により提出した確約書において確約した事項について重大な違反を行った場合、第2条の2若しくは第6条第5項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなった場合

j 次の(a)又は(b)に該当するとき

(a) 株価指数連動上場受益証券に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(b) 株価指数連動上場受益証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

k ~ m (略)

n aから前mまでのほか、公益又は投資者保護のため、本所が株価指数連動受益証券の上場廃止を適当と認めた場合

(2) 現物拋出型の株価指数連動受益証券が、前号

の上場を廃止する。

(1) 金銭の信託型の受益証券が、次のaからlまでのいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

a ~ e (略)

f 受益者数が500人未満となった場合において、1か年以内に500人以上とならないとき。

g・h (略)

i 上場受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第2条の2若しくは第6条第5項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなった場合

j 次の(a)又は(b)に該当するとき

(a) 上場受益証券に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(b) 上場受益証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

k ~ m (略)

n aから前mまでのほか、公益又は投資者保護のため、本所が受益証券の上場廃止を適当と認めた場合

(2) 現物拋出型の受益証券が、前号に掲げる基準

に掲げる基準のほか，以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合には，その上場を廃止する。

a・b (略)

(上場廃止前の売買)

第11条 投資信託委託業者、信託会社等又は株価指数連動受益証券が前条第1項各号、第2項又は第3項各号(第1号kの場合を除く。)のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において株価指数連動受益証券の売買を行わせることができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第12条 株価指数連動受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託業者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

- 1 この特例は、平成19年3月15日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項第1号aの規定は、この特例施行の日以後に終了する計算期間の末日に係る受益者数から適用する。

のほか，以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合には，その上場を廃止する。

a・b (略)

(上場廃止前の売買)

第11条 投資信託委託業者、信託会社等又は受益証券が前条第1項各号、第2項又は第3項各号(第1号kの場合を除く。)のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託業者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(監理ポスト，整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては，第9条の規定の適用を受ける場合を除き，次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 株価指数連動型投資信託受益証券(以下この号及び次条第1項第5号において「<u>株価指数連動受益証券</u>」という。)については，次のとおりとする。</p> <p>a 金銭の信託型の<u>株価指数連動上場受益証券</u>(<u>株価指数連動上場受益証券</u>のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。以下「投資信託法施行令」という。)第8条第1号に規定する証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)の監理ポストへの割当て</p> <p>金銭の信託型の<u>株価指数連動上場受益証券</u>が次のいずれかに該当する場合には，当該<u>株価指数連動上場受益証券</u>を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「<u>株価指数連動受益証券特例</u>」という。)第10条第1項本文又は第2項本文に定める場合に該当した場合</p> <p>(b) <u>株価指数連動上場受益証券</u>の発行者が<u>株価指数連動受益証券特例</u>第10条第3項第1号a(株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則(以下「<u>株価指数連動受益証券特例施行規則</u>」という。)第10条第4項の規定によるものを除く。)からdまでに規定する投資信託約款の変更に関する取締役会決議又は決定を行なった場合</p> <p>(c) <u>株価指数連動受益証券特例施行規則</u>第10条第5項に定める期間の最終日までに上場</p>	<p>(監理ポスト，整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては，第9条の規定の適用を受ける場合を除き，次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 株価指数連動型投資信託受益証券(以下この号及び次条第1項第6号において「<u>受益証券</u>」という。)については，次のとおりとする。</p> <p>a 金銭の信託型の<u>受益証券</u>(<u>受益証券</u>のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。以下「投資信託法施行令」という。)第8条第1号に規定する証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)の監理ポストへの割当て</p> <p>金銭の信託型の<u>受益証券</u>が次のいずれかに該当する場合には，当該<u>受益証券</u>を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「<u>受益証券特例</u>」という。)第10条第1項本文又は第2項本文に定める場合に該当した場合</p> <p>(b) <u>受益証券</u>の発行者が<u>受益証券特例</u>第10条第3項第1号a(株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則(以下「<u>受益証券特例施行規則</u>」という。)第10条第4項の規定によるものを除く。)からdまでに規定する投資信託約款の変更に関する取締役会決議又は決定を行なった場合</p> <p>(c) <u>受益証券特例施行規則</u>第10条第5項に定める期間の最終日までに上場口数が売買単</p>

- 口数が売買単位の4,000倍に相当する口数以上に達したことが確認できない場合
- (d) 株価指数連動受益証券特例施行規則第10条第6項(第3号を除く。)に定める期間の最終日までに株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号fに定める人数に達したことが確認できない場合
- (e) (略)
- (f) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号iに該当するおそれがあると本所が認める場合
- (g) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号j(a)前段若しくは同(b)前段に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合
- (h) 株価指数連動受益証券特例施行規則第10条第11項第3号に定める期間の最終日までに、相関係数が0.9以上になったことが確認できない場合
- (h)の2 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号mに該当するおそれがあると本所が認める場合
- (i) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号n(株価指数連動受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- b 現物拋出型の株価指数連動上場受益証券(株価指数連動上場受益証券のうち投資信託法施行令第8条第2号に規定する証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)の監理ポストへの割当て
- 現物拋出型の株価指数連動上場受益証券については、次のいずれかに該当する場合には、当該株価指数連動上場受益証券を監理ポストに割り当てる。
- (a) (略)
- (b) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第2号b本文に定める場合に該当し、かつ、同bただし書きに該当することが確認できない場合

- 位の4,000倍に相当する口数以上に達したことが確認できない場合
- (d) 受益証券特例施行規則第10条第6項(第3号を除く。)に定める期間の最終日までに受益証券特例第10条第3項第1号fに定める人数に達したことが確認できない場合
- (e) (略)
- (f) 受益証券特例第10条第3項第1号iに該当するおそれがあると本所が認める場合
- (g) 受益証券特例第10条第3項第1号j(a)前段若しくは同(b)前段に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合
- (h) 受益証券特例施行規則第10条第11項第3号に定める期間の最終日までに、相関係数が0.9以上になったことが確認できない場合
- (h)の2 受益証券特例第10条第3項第1号mに該当するおそれがあると本所が認める場合
- (i) 受益証券特例第10条第3項第1号n(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- b 現物拋出型の受益証券(受益証券のうち投資信託法施行令第8条第2号に規定する証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)の監理ポストへの割当て
- 現物拋出型の受益証券については、次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。
- (a) (略)
- (b) 受益証券特例第10条第3項第2号b本文に定める場合に該当し、かつ、同bただし書きに該当することが確認できない場合

c 整理ポストへの割当て

株価指数連動上場受益証券が株価指数連動受益証券特例第10条のいずれかに該当する場合には、当該株価指数連動上場受益証券を整理ポストに割り当てる。

(5)の2 特定指標連動型投資信託受益証券（以下

この号及び次条第1項第5号の2において「特定指標連動受益証券」という。）については、第5号aを準用する。この場合において、第5号a中「株価指数連動上場受益証券とあるのは「特定指標連動上場受益証券」と、第5号a(a)中「株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例」（以下「株価指数連動受益証券特例」という。）」とあるのは「特定指標連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例」（以下「特定指標連動受益証券特例」という。）の規定において準用する株価指数連動受益証券特例」と、同(b)中「株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」（以下「株価指数連動受益証券特例施行規則」という。）」とあるのは「特定指標連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い」（以下「特定指標連動受益証券特例の取扱い」という。）の規定において準用する株価指数連動受益証券特例施行規則」と、同(c)、(d)及び(h)中「株価指数連動受益証券特例施行規則」とあるのは「特定指標連動受益証券特例の取扱い2の規定において準用する株価指数連動受益証券特例施行規則」と、同(f)、(g)、(h)の2及び(i)中「株価指数連動受益証券特例」とあるのは「特定指標連動受益証券特例第2条の規定において準用する株価指数連動受益証券特例」と、それぞれ読み替える。

(6)~(7) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

c 整理ポストへの割当て

受益証券が受益証券特例第10条のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を整理ポストに割り当てる。

(新設)

(6)~(7) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 株価指数連動受益証券については、次のとおりとする。

a 金銭の信託型の株価指数連動上場受益証券の監理ポストの割当期間

金銭の信託型の株価指数連動上場受益証券の監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(d)に定める日から本所が株価指数連動受益証券特例第10条第1項各号、第2項又は第3項第1号(g及びkを除く。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第5号aの(a)及び(b)の場合

本所が株価指数連動上場受益証券の発行者から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第5号aの(c)、(d)及び(h)の場合

株価指数連動受益証券特例施行規則第10条第5項、第6項(第3号を除く。)又は第11項第3号に定める期間最終日の翌日

(c)・(d) (略)

b 現物拋出型の株価指数連動上場受益証券の監理ポストへの割当期間

現物拋出型の株価指数連動上場受益証券の監理ポストへの割当期間は、次の(a)及び(b)に定める日から本所が株価指数連動受益証券特例第10条第1項各号、第2項又は第3項第1号(g及びkを除く。)若しくは第2号(aを除く。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a)・(b) (略)

c 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該株価指数連動上場受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から株価指数連動受益証券特例施行規則第11条第2項に定める期間(原則として1か月)とする。

(5)の2 特定指標連動受益証券については、第5号a及びcを準用する。この場合において、第5号a及びc中「株価指数連動上場受益証券」とあるのは「特定指標連動上場受益証券」と、「株価指数連動受益証券特例施行規則」とある

(1)～(4) (略)

(5) 受益証券については、次のとおりとする。

a 金銭の信託型の受益証券の監理ポストの割当期間

金銭の信託型の受益証券の監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(d)に定める日から本所が受益証券特例第10条第1項各号、第2項又は第3項第1号(g及びkを除く。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第5号aの(a)及び(b)の場合

本所が受益証券の発行者から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第5号aの(c)、(d)及び(h)の場合

受益証券特例施行規則第10条第5項、第6項(第3号を除く。)又は第11項第3号に定める期間最終日の翌日

(c)・(d) (略)

b 現物拋出型の受益証券の監理ポストへの割当期間

現物拋出型の受益証券の監理ポストへの割当期間は、次の(a)及び(b)に定める日から本所が受益証券特例第10条第1項各号、第2項又は第3項第1号(g及びkを除く。)若しくは第2号(aを除く。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a)・(b) (略)

c 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から受益証券特例施行規則第11条第2項に定める期間(原則として1か月)とする。

(新設)

のは「特定指標連動受益証券特例の取扱い2の
規定において準用する株価指数連動受益証券特
例施行規則」と、それぞれ読み替える。

(6)～(7) (略)
2 (略)

(6)～(7) (略)
2 (略)

付 則

この規則は、平成19年3月15日から施行する。

株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則
の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例</u>（以下「<u>株価指数連動受益証券特例</u>」という。）に基づき、本所が定める事項並びに<u>株価指数連動受益証券特例</u>の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 <u>株価指数連動受益証券特例</u>第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>株価指数連動受益証券特例</u>第2条第2項第1号に規定する「有価証券上場申請書」に記載する事項には、<u>株価指数連動上場受益証券</u>の変更上場に関する事項を含むものとする。</p> <p>(2) <u>株価指数連動受益証券特例</u>第2条第2項第2号に規定する「<u>株価指数連動受益証券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) <u>株価指数連動受益証券特例</u>第2条第2項第2号ただし書に規定する書面を提出する場合は、同号に規定する「<u>株価指数連動受益証券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>(4) <u>株価指数連動受益証券特例</u>第2条第2項第7号に規定する「上場後の受益者数の見込みを記載した書面」には、<u>指定証券会社（新規上場申請者である投資信託委託業者が、投資信託約款において株価指数連動受益証券の募集の取扱いを行なう証券会社又は外国証券会社として指定した証券会社又は外国証券会社をいう。以下同じ。）又は複数の指定参加者が作成した上場後1年間の株価指数連動受益証券の売買状況及び上場口数の推移の見込みに関する書面を添付す</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程の特例</u>（以下「<u>受益証券特例</u>」という。）に基づき、本所が定める事項並びに<u>受益証券特例</u>の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 <u>受益証券特例</u>第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>受益証券特例</u>第2条第2項第1号に規定する「有価証券上場申請書」に記載する事項には、<u>上場受益証券</u>の変更上場に関する事項を含むものとする。</p> <p>(2) <u>受益証券特例</u>第2条第2項第2号に規定する「<u>受益証券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) <u>受益証券特例</u>第2条第2項第2号ただし書に規定する書面を提出する場合は、同号に規定する「<u>受益証券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>(4) <u>受益証券特例</u>第2条第2項第6号に規定する「上場後の受益者数の見込みを記載した書面」には、複数の指定参加者が作成した上場後1年間の<u>受益証券</u>の売買状況及び上場口数の推移の見込みに関する書面を添付するものとする。</p>

るものとする。

- (5) 株価指数連動受益証券特例第2条第4項に規定する「募集又は売出実施通知書」は、新規上場申請者である投資信託委託業者及び指定証券会社又は指定参加者により作成されるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等の取扱い)

第2条の2 株価指数連動受益証券特例第2条の2第2項に規定する宣誓書には、同項に規定する者の代表者による署名を要するものとする。

- 2 株価指数連動受益証券特例第2条の2第2項に規定する「本所が定める添付書類」とは、株価指数連動受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(上場審査料の金額)

第3条 株価指数連動受益証券特例第3条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。

(上場審査基準に関する事項)

第4条 株価指数連動受益証券特例第4条第1項各号に掲げる上場審査基準については、以下の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第2号aに規定する「特定の株価指数」とは、法第2条第21項に規定する株価指数及び同条第8項第3号ロに規定する外国有価証券市場に上場されている外国法人の株式について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数(投資信託法施行令第8条第2号に該当する投資信託の受益証券にあっては当該株価指数のうち、同条第2号イの規定に基づき金融庁長官が指定する株価指数)をいうものとする。

- (2) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第3号a後段に規定する「本所が適当と認める有価証券」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第25条第1項第1号八(1)及び(3)に掲げる法第2条第1項第4号(同項第9号に掲げる有価証券であ

- (5) 受益証券特例第2条第4項に規定する「募集又は売出実施通知書」は、新規上場申請者である投資信託委託業者及び指定証券会社又は指定参加者により作成されるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等の取扱い)

第2条の2 受益証券特例第2条の2第2項に規定する宣誓書には、同項に規定する者の代表者による署名を要するものとする。

- 2 受益証券特例第2条の2第2項に規定する「本所が定める添付書類」とは、受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(上場審査料の金額)

第3条 受益証券特例第3条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。

(上場審査基準に関する事項)

第4条 受益証券特例第4条第1項各号に掲げる上場審査基準については、以下の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(新設)

(新設)

って、当該有価証券の性質を有するものを含む。))、第7号、第7号の2及び第10号の2の有価証券のうち、信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、本所が信託財産として適当でないとするもの以外の有価証券をいう。

- (3) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第4号に規定する上場口数は、投資信託の受益権の総口数と同数とする。
- (4) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第4号に規定する売買単位は、上場申請銘柄の発行者の申請によるものとする。
- (5) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第5号aに規定する受益者数は、株価指数連動受益証券特例第2条第2項第6号に規定する受益者数状況表に記載される受益者数に基づき算定するものとする。
- (6) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第5号bの基準は、株価指数連動受益証券特例第2条第2項第7号に規定する書面により審査するものとする。
- (7) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、株価指数連動受益証券特例第4条第1項第6号aに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)c((b)を除く。)の規定は、株価指数連動受益証券特例第4条第1項第6号bに規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2(8)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、同取扱い2(8)c(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。
- (8) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第7号の規定により作成する株価指数連動受益証券は、株券上場審査基準の取扱い2(10)(株券の様式)によるものとし、当該株価指数連動受益証券に係る投資信託の名称を印刷していることを要するものとする。

- (1) 受益証券特例第4条第1項第4号に規定する上場口数は、投資信託の受益権の総口数と同数とする。
- (2) 受益証券特例第4条第1項第4号に規定する売買単位は、上場申請銘柄の発行者の申請によるものとする。
- (3) 受益証券特例第4条第1項第5号に規定する受益者数は、受益証券特例第2条第2項第7号に規定する受益者数状況表に記載される受益者数に基づき算定するものとする。

(新設)

- (4) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、受益証券特例第4条第1項第6号aに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)c((b)を除く。)の規定は、受益証券特例第4条第1項第6号bに規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2(8)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、同取扱い2(8)c(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。
- (5) 受益証券特例第4条第1項第7号の規定により作成する受益証券は、株券上場審査基準の取扱い2(10)(株券の様式)によるものとし、当該受益証券に係る投資信託の名称を印刷していることを要するものとする。

(9) 株価指数連動受益証券特例第4条第1項第10号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

(削る)

(上場時に公衆縦覧に供する書類)

第5条 株価指数連動受益証券特例第5条に規定する本所が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) (略)
- (2) 株価指数連動受益証券特例第2条第3項に規定する書類
- (3) (略)

(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)

第6条 株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者であるものを変更した場合も同様とする。

2 株価指数連動受益証券特例第6条第4項第1号に規定する「株価指数連動受益証券の取得のために信託する株式及び株価指数連動受益証券との交換により取得することができる株式に関する情報」とは、以下に掲げる情報をいうものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他株価指数連動受益証券の取得又は交換に関する事項

3 株価指数連動受益証券特例第6条第4項第2号に規定する事項は、本所所定の様式により開示するものとする。

4 株価指数連動受益証券特例第6条第6項に規定

(6) 第4条第1項第10号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

2 受益証券特例第4条第2項各号に掲げる上場審査基準については、以下の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 前項第3号の規定は、受益証券特例第4条第2項第2号aの基準について準用する。
- (2) 受益証券特例第4条第2項第2号bの基準は、受益証券特例第2条第2項第6号に規定する書面により審査するものとする。

(上場時に公衆縦覧に供する書類)

第5条 受益証券特例第5条に規定する本所が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) (略)
- (2) 受益証券特例第2条第3項に規定する書類
- (3) (略)

(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)

第6条 上場受益証券の発行者である投資信託委託業者は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者であるものを変更した場合も同様とする。

2 受益証券特例第6条第3項第1号に規定する「受益証券の取得のために信託する株式及び受益証券との交換により取得することができる株式に関する情報」とは、以下に掲げる情報をいうものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他受益証券の取得又は交換に関する事項

3 受益証券特例第6条第3項第2号に規定する事項は、本所所定の様式により開示するものとする。

4 受益証券特例第6条第5項に規定する宣誓書に

する宣誓書には、株価指数連動上場受益証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

5 株価指数連動受益証券特例第6条第6項に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

(1) 株価指数連動受益証券特例第6条第6項に規定する宣誓書（同第2条の2第2項に規定する宣誓書を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき。

(2) 過去5年間において、株価指数連動受益証券特例第6条第6項に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき。

6 株価指数連動受益証券特例第6条第6項に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

7 前項に規定する書面（株価指数連動受益証券特例第2条の2第2項に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

8 株価指数連動受益証券特例第6条第7項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条、第15条の2、第16条の2及び第23条から第25条までに定めるところによることをいうものとする。

（決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項）

第7条 株価指数連動受益証券特例第7条第1項に規定する通知は、同項第1号又は第2号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続きに従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を行った後、直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）を提

は、上場受益証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

5 受益証券特例第6条第5項に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

(1) 受益証券特例第6条第5項に規定する宣誓書（同第2条の2第2項に規定する宣誓書を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき。

(2) 過去5年間において、受益証券特例第6条第5項に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき。

6 受益証券特例第6条第5項に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

7 前項に規定する書面（第2条の2第2項に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

8 受益証券特例第6条第6項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条、第15条の2、第16条の2及び第23条から第25条までに定めるところによることをいうものとする。

（決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項）

第7条 受益証券特例第7条第1項に規定する通知は、同項第1号又は第2号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続きに従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を行った後、直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）を提出することに

出することにより行うものとする。

2 株価指数連動受益証券特例第7条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 株価指数連動受益証券特例第6条第1項第1号aの(a)に掲げる事項
a～c (略)

(2) 株価指数連動受益証券特例第6条第1項第1号aの(b)に掲げる事項
変更後の投資信託約款 2部
変更後直ちに

3 株価指数連動受益証券特例第7条第1項第1号a(b)に規定する事項には、第2条の2第2項又は第6条第5項に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動を含むものとする。

4 株価指数連動受益証券特例第7条第2項に規定する売出価格が決定された場合には、次に掲げるところによる「売出価格通知書」を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

5 株価指数連動受益証券特例第7条第5項に規定する書面には、株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者の代表者による署名を要するものとする。

6 株価指数連動受益証券特例第7条第5項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)

第8条 株価指数連動受益証券特例第8条の規定により株価指数連動上場受益証券に係る投資信託委託業者等が行う上場申請は、投資信託委託業者が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものと

より行うものとする。

2 受益証券特例第7条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 受益証券特例第6条第1項第1号aの(a)に掲げる事項
a～c (略)

(2) 受益証券特例第6条第1項第1号aの(b)に掲げる事項
変更後の投資信託約款 2部
変更後直ちに

3 受益証券特例第7条第1項第1号a(b)に規定する事項には、第2条の2第2項又は第6条第5項に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動を含むものとする。

4 受益証券特例第7条第2項に規定する売出価格が決定された場合には、次に掲げるところによる「売出価格通知書」を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

5 受益証券特例第7条第5項に規定する書面には、上場受益証券の発行者である投資信託委託業者の代表者による署名を要するものとする。

6 受益証券特例第7条第5項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場受益証券の発行者である投資信託委託業者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)

第8条 受益証券特例第8条の規定により上場受益証券に係る投資信託委託業者等が行う上場申請は、投資信託委託業者が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

する。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等に関する事項)

第9条 株価指数連動受益証券特例第9条第1項に規定する追加信託又は交換の通知は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定めるところにより提出することによって行うものとする。

(1)・(2) (略)

(上場廃止基準に関する事項)

第10条 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が株価指数連動受益証券特例第10条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該投資信託委託業者から同項ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同項に該当するものとして取り扱う。

2 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が株価指数連動受益証券特例第10条第2項に該当する場合において、株価指数連動上場受益証券の発行者である投資信託委託業者から同項ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同項に該当するものとして取り扱う。

3 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号aからdまでに規定する投資信託約款の変更を行う場合において、当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号aからdまでに該当するものとして取り扱う。

4 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号aに規定する「その他の理由」には、対象株価指数の算出の終了及び金融庁長官による指定の取消しを含むものとする。この場合において、当該対象株価指数の算出の終了等の事由により金融庁長官の指定が取り消される旨の書面による報告を受けた場合には、同号aに該当するものとして取り扱う。

5 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等に関する事項)

第9条 受益証券特例第9条第1項に規定する追加信託又は交換の通知は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定めるところにより提出することによって行うものとする。

(1)・(2) (略)

(上場廃止基準に関する事項)

第10条 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が受益証券特例第10条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該投資信託委託業者から同項ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同項に該当するものとして取り扱う。

2 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が受益証券特例第10条第2項に該当する場合において、上場受益証券の発行者である投資信託委託業者から同項ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同項に該当するものとして取り扱う。

3 受益証券特例第10条第3項第1号aからdまでに規定する投資信託約款の変更を行う場合において、当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、受益証券特例第10条第3項第1号aからdまでに該当するものとして取り扱う。

4 受益証券特例第10条第3項第1号aに規定する「その他の理由」には、対象株価指数の算出の終了及び金融庁長官による指定の取消しを含むものとする。この場合において、当該対象株価指数の算出の終了等の事由により金融庁長官の指定が取り消される旨の書面による報告を受けた場合には、同号aに該当するものとして取り扱う。

5 受益証券特例第10条第3項第1号eに規定する

eに規定する「6か月以内に売買単位の4,000倍に相当する口数以上とならないとき」とは、審査対象月の翌日から起算して6か月を経過する日までに売買単位の4,000倍に相当する口数以上とならないときをいうものとする。

6 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号fの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号fに規定する「1か年以内に100人以上とならないとき」とは、審査対象計算期間の翌日から起算して1か年目の日（計算期間の変更により当該1か年目の日が計算期間の最終日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する計算期間の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）内において100人以上とならないときをいうものとする。

(2) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号fに規定する「最近」の起算は、猶予期間の最終日の属する月の前月の末日からさかのぼるものとする。

(3) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号fに規定する受益者数は、株価指数連動受益証券特例第7条第4項第1号に規定する書面に記載された受益者数によるものとする。

(4) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号fがカッコ書に規定する場合に該当する銘柄については、その後に第7条第4項第1号の規定により提出される受益者数を記載した書面が提出されるまでの間は、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が猶予期間の最終日であるものとして取り扱うこととする。

7 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号gの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号gに掲げる基準は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(2) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号gの審査については、12月末日に行うものと

「6か月以内に売買単位の4,000倍に相当する口数以上とならないとき」とは、審査対象月の翌日から起算して6か月を経過する日までに売買単位の4,000倍に相当する口数以上とならないときをいうものとする。

6 受益証券特例第10条第3項第1号fの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 受益証券特例第10条第3項第1号fに規定する「1か年以内に500人以上とならないとき」とは、審査対象計算期間の翌日から起算して1か年目の日までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）内において500人以上とならないときをいうものとする。

(2) 計算期間の変更により猶予期間の最終日が計算期間に当たらない場合は、当該猶予期間経過後3か月以内で受益者数の判明後遅滞なく、本所に報告するものとする。

(3) 受益証券特例第10条第3項第1号fに規定する受益者数は、受益証券特例第7条第4項第1号に規定する書面に記載された受益者数によるものとする。

（新設）

7 受益証券特例第10条第3項第1号gの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 受益証券特例第10条第3項第1号gに掲げる基準は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(2) 受益証券特例第10条第3項第1号gの審査については、12月末日に行うものとする。

する。

(3) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号gに規定する「1年間の月平均売買高」とは、前号に規定する審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

(4) 株価指数連動上場受益証券が国内の他の証券取引所に上場されている場合には、本所市場における売買高に当該証券取引所市場における売買高を合算するものとする。

8 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号iに規定する「重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(1) 株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、適時開示等規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第23条第3項（同規則第23条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該投資信託委託業者に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

a 適時開示等規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第23条第3項（同規則第23条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号iに該当することとなること。

b・c （略）

(2) 本所が第6条第6項の規定に基づき適時開示等規則第23条第1項又は同規則第23条の2第6項の規定により株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認められた場合で、当該投資信託委託業者が過去5年以内に同項に規定する改善報告書を2回提出しているとき。

(3) 前2号のほか、本所が、第6条第6項の規定

(3) 受益証券特例第10条第3項第1号gに規定する「1年間の月平均売買高」とは、前号に規定する審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

(4) 上場受益証券が国内の他の証券取引所に上場されている場合には、本所市場における売買高に当該証券取引所市場における売買高を合算するものとする。

8 受益証券特例第10条第3項第1号iに規定する「重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、適時開示等規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第23条第3項（同規則第23条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該投資信託委託業者に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

a 適時開示等規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第23条第3項（同規則第23条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、受益証券特例第10条第3項第1号iに該当することとなること。

b・c （略）

(2) 本所が第6条第6項の規定に基づき適時開示等規則第23条第1項又は同規則第23条の2第6項の規定により上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認められた場合で、当該投資信託委託業者が過去5年以内に同項に規定する改善報告書を2回提出しているとき。

(3) 前2号のほか、本所が、第6条第6項の規定

に基づき適時開示等規則第23条第1項又は同規則第23条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、株価指数連動上場受益証券に関する情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

9 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号jに規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号jに規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において、同取扱い2(8)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と読み替えるものとする。

(2) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号jに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

10 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号kの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号kに規定する投資信託契約の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号kに該当するものとして取り扱う。

(2) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号kに該当した場合には、信託契約が終了となる日の4日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、5日前の日）に上場廃止する。

11 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号lの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1

に基づき適時開示等規則第23条第1項又は同規則第23条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、上場受益証券に関する情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

9 受益証券特例第10条第3項第1号jに規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、受益証券特例第10条第3項第1号jに規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において、同取扱い2(8)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と読み替えるものとする。

(2) 受益証券特例第10条第3項第1号jに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

10 受益証券特例第10条第3項第1号kの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 受益証券特例第10条第3項第1号kに規定する投資信託契約の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、受益証券特例第10条第3項第1号kに該当するものとして取り扱う。

(2) 受益証券特例第10条第3項第1号kに該当した場合には、信託契約が終了となる日の4日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、5日前の日）に上場廃止する。

11 受益証券特例第10条第3項第1号lの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 受益証券特例第10条第3項第1号lの審査

号1の審査は、毎年12月末日に行うものとする。

(2) 前号の審査は、株価指数連動受益証券特例第7条第4項第2号に規定する書面により行うものとする。

(3) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号1に規定する「1か年以内に0.9以上とならないとき」とは、審査対象期間の翌日から起算して1か年目の日までの期間内において0.9以上とならないときをいうものとする。

(4) 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号1の基準は、上場後2年未満の銘柄については適用しない。

12 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第2号aに規定する指定参加者の数について、指定参加者の数が2未満となった日の翌日から起算して1か年を経過する日までに指定参加者の数が2以上となった旨の書面による報告が行われなかった場合には、第3項第2号aに該当するものとして取り扱う。

13 株価指数連動受益証券特例第10条第3項第2号bに規定する適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった場合において、株価指数連動上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者から当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外しない旨の書面による報告を受けたとき又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった日の翌日から起算して1週間以内に当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外する旨の書面による報告を受けなかったときには、第3項第2号bに該当するものとして取り扱う。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 株価指数連動受益証券特例第10条第1項各号、第2項又は第3項各号(第1号kの場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託業者又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号nのうち、投資信託委託業者が株価

は、毎年12月末日に行うものとする。

(2) 前号の審査は、受益証券特例第7条第4項第2号に規定する書面により行うものとする。

(3) 受益証券特例第10条第3項第1号1に規定する「1か年以内に0.9以上とならないとき」とは、審査対象期間の翌日から起算して1か年目の日までの期間内において0.9以上とならないときをいうものとする。

(4) 受益証券特例第10条第3項第1号1の基準は、上場後2年未満の銘柄については適用しない。

12 受益証券特例第10条第3項第2号aに規定する指定参加者の数について、指定参加者の数が2未満となった日の翌日から起算して1か年を経過する日までに指定参加者の数が2以上となった旨の書面による報告が行われなかった場合には、第3項第2号aに該当するものとして取り扱う。

13 受益証券特例第10条第3項第2号bに規定する適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった場合において、上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者から当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外しない旨の書面による報告を受けたとき又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった日の翌日から起算して1週間以内に当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外する旨の書面による報告を受けなかったときには、第3項第2号bに該当するものとして取り扱う。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号、第2項又は第3項各号(第1号kの場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託業者又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、受益証券特例第10条第3項第1号nのうち、投資信託委託業者が受益証券の不正発行を行った場合に

指数連動受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

- 2 前項の規定により本所が必要であると認められた株価指数連動受益証券の売買の期間は、本所が株価指数連動受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間(株価指数連動受益証券特例第10条第3項第1号gに該当することとなった株価指数連動受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)とし、同号nに該当することとなった株価指数連動受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月の範囲内の日で、その都度決定する日まで)とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 株価指数連動受益証券特例第12条に規定する上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 新規上場時の上場手数料

- a 純資産総額の 万分の0.8
b 新規上場時の上場手数料の計算は、各株価指数連動受益証券ごとにその上場日現在における純資産総額を基準とする。
c 新規上場時の上場手数料は、当該株価指数連動受益証券の上場日前に納入するものとする。

(2) 追加上場時の上場手数料

- a 純資産総額の 万分の0.8
b 追加上場時の上場手数料の計算は、毎年12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなして行なうものとする。
c 当該基準日の翌年の2月末日までに納入するものとする。

(3) 年賦課金

- a 純資産総額の 万分の0.8

は、遅滞なく上場廃止する。

- 2 前項の規定により本所が必要であると認められた受益証券の売買の期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間(受益証券特例第10条第3項第1号gに該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)とし、同号nに該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月の範囲内の日で、その都度決定する日まで)とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 受益証券特例第12条に規定する上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場手数料

- a 受益権1売買単位につき 30円
b 前aの規定にかかわらず、受益証券の上場を申請しようとする者の納入する上場手数料は、前aの金額に500万円を加算した金額とする。
c 新規上場時の上場手数料は、上場日前に納入するものとし、追加信託に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

- a 平均上場口数のうち

ただし、次の(a)又は(b)に該当する場合には、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 純資産総額が1,000億円を超え1兆円以下の場合

純資産総額から1,000億円を減じて得た額の万分の0.6に相当する金額に800万円を加算した金額

(b) 純資産総額が1兆円を超える場合

純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.4に相当する金額に6,200万円を加算した金額

b 年賦課金の計算は、各株価指数連動受益証券ごとに、前年の12月末日現在における純資産総額を基準とする。

c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

d 新規上場申請者に係る年賦課金については、前cの規定にかかわらず、当該新規上場申請者が発行者である株価指数連動受益証券が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

e aの規定にかかわらず、株価指数連動受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

平成13年6月27日改正付則

この規則は、平成13年6月27日から施行する。

(削る)

付 則

- 1 この規則は、平成19年3月15日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、この規則施行日以後

(a) 1,000万口(売買単位が1,000口以外の場合には、1,000万口に当該売買単位の1000分の1を乗じて得た口数に読み替えるものとする。以下同じ。)以下の口数につき

30万円

(b) 1,000万口を超え4,000万口以下の口数につき

200万口以下を増すごとに 2万4千円

(c) 4,000万口を超え1億2,000万口以下の口数につき

400万口以下を増すごとに 2万4千円

(d) 1億2,000万口を超え2億口以下の口数につき

1,000万口以下を増すごとに

2万4千円

(e) 2億口を超え10億口以下の口数につき

1億口以下を増すごとに 2万4千円

(f) 10億口を超え20億口以下の口数につき

2億口以下を増すごとに 2万4千円

(g) 20億口を超える口数につき

4億口以下を増すごとに 2万4千円

b 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

c aの規定にかかわらず、受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

平成13年6月27日改正付則

1 この規則は、平成13年6月27日から施行する。

2 改正後の第12条の規定は、この改正規則施行日以後に上場される受益証券について適用し、同日において上場されている受益証券の上場手数料及び年賦課金については、同条各号に規定する金額に2分の1を乗じたものに読み替えるものとする。

に上場される株価指数連動受益証券について適用し、同日において上場されている株価指数連動受益証券に係る追加上場時の上場手数料及び年賦課金については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 追加上場時の上場手数料

- a 受益権1売買単位につき 30円
- b 追加上場時の上場手数料の計算は、新規上場日以後に上場された最大の上場口数からの増加口数を追加上場口数とみなして行なうものとする。
- c 追加上場に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

- a 平均上場口数のうち
 - (a) 1,000万口（売買単位が1,000口以外の場合には、1,000万口に当該売買単位の1000分の1を乗じて得た口数に読み替えるものとする。以下同じ。）以下の口数につき
30万円
 - (b) 1,000万口を超え4,000万口以下の口数につき
200万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (c) 4,000万口を超え1億2,000万口以下の口数につき
400万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (d) 1億2,000万口を超え2億口以下の口数につき
1,000万口以下を増すごとに
2万4千円
 - (e) 2億口を超え10億口以下の口数につき
1億口以下を増すごとに 2万4千円
 - (f) 10億口を超え20億口以下の口数につき
2億口以下を増すごとに 2万4千円
 - (g) 20億口を超える口数につき

4億口以下を増すごとに 2万4千円

b 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

c aの規定にかかわらず、株価指数連動受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

3 前項の規定にかかわらず、平成13年6月27日以前において上場されている株価指数連動受益証券の上場手数料及び年賦課金については、前項各号に規定する金額に2分の1を乗じたものに読み替えるものとする。

上場申請に係る宣誓書（株価指数連動型上場投資信託受益証券）の一部改正新・旧規定対照表

（下線の部分は改正箇所）

新	旧
<p>上場申請に係る宣誓書（受益証券）</p>	<p>上場申請に係る宣誓書（<u>株価指数連動型上場投資信託</u>受益証券）</p>
<p>上場申請に係る宣誓書 （受益証券）</p>	<p>上場申請に係る宣誓書 （<u>株価指数連動型上場投資信託</u>受益証券）</p>
<p>平成 年 月 日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>株式会社大阪証券取引所 取締役社長 殿</p>	<p>株式会社大阪証券取引所 取締役社長 殿</p>
<p><u>本店所在地</u></p>	<p><u>本店所在地</u></p>
<p><u>会社名</u> 印</p>	<p><u>会社名</u> 印</p>
<p>代表者の</p>	<p>代表者の</p>
<p><u>役職氏名</u> 印</p>	<p><u>役職氏名</u> 印</p>
<p>_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への受益証券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p>	<p>_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への<u>株価指数連動型上場投資信託</u>受益証券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p>
<p>1・2 （略）</p>	<p>1・2 （略）</p>
<p>付 則</p> <p>この宣誓書は、平成19年3月15日から施行する。</p>	

適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型上場投資信託受益証券）の一部改正新・旧規定対照表

（下線の部分は改正箇所）

新	旧
<p>適時開示に係る宣誓書（上場受益証券）</p>	<p>適時開示に係る宣誓書（<u>株価指数連動型上場投資信託受益証券</u>）</p>
<p>適時開示に係る宣誓書 （上場受益証券）</p>	<p>適時開示に係る宣誓書 （<u>株価指数連動型上場投資信託受益証券</u>）</p>
<p>平成 年 月 日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>株式会社大阪証券取引所 取締役社長 殿</p>	<p>株式会社大阪証券取引所 取締役社長 殿</p>
<p><u>本店所在地</u></p>	<p><u>本店所在地</u></p>
<p><u>会社名</u> 印</p>	<p><u>会社名</u> 印</p>
<p>代表者の</p>	<p>代表者の</p>
<p><u>役職氏名</u> 印</p>	<p><u>役職氏名</u> 印</p>
<p>_____は、投資者への適時適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>	<p>_____は、投資者への適時適切な<u>株価指数連動型上場投資信託受益証券</u>に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>
<p>付 則</p> <p>この宣誓書は、平成19年3月15日から施行する。</p>	